

## 赤穂市労務費ダンピング調査実施要領

### 第1条（目的）

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき、建設工事の入札に適用する労務費ダンピング調査の実施に関して、必要な事項を定める。

### 第2条（対象工事）

労務費ダンピング調査の対象となる建設工事は、随意契約を適用していない全ての工事とする。

### 第3条（労務費ダンピング調査における「一定水準」の算出）

労務費ダンピング調査では、入札時に提出された工事費内訳明細書に記載されている直接工事費（最低制限価格等の算定式における直接工事費（別表1）とし、以下同じ。）が「一定水準」以上であることの確認を行う。「一定水準」は直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得られる額とする。

### 第4条（「一定水準」を下回る直接工事費をもって入札があった場合の取扱い）

「一定水準」を下回った直接工事費（以下「調査直接工事費」という。）をもって入札した者が落札候補者（以下「調査事業者」という。）となる場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 契約担当者は、調査事業者に対し、「労務費ダンピング調査に係る理由書の提出について（様式第1号）」を送付し、「理由書（様式第2号）」の提出を求める。
- (2) 契約担当者が指定した期日までに調査事業者から「理由書」の提出が無かった場合は、第5条の調査直接工事費が不適切である場合に準じた取扱いを行う。

### 第5条（落札者の決定等）

契約担当者は、調査直接工事費が適切である場合には、調査事業者を落札者とし、調査直接工事費が不適切である場合には、以下の措置を実施の上、調査事業者を落札者とする。

- (1) 調査事業者に対し、「労務費ダンピング調査の結果に基づく要請書（様式第3号）」を送付
- (2) 建設Gメンへ通報

- ・窓口：国土交通省近畿地方整備局
- ・電話：06-6942-1141
- ・メールアドレス：kk-nyukeitekiseika@mlit.go.jp

### 付 則

この要領は、令和8年11月1日から施行する。

(別表 1) 最低制限価格等の算定式における直接工事費

| 積算の種別                    |                                  | 直接工事費                                                           |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 一般土木工事<br>(鋼橋製作の架設工事を含む) |                                  | 【直接工事費】                                                         |
| 建築工事、建築設備工事              | 一般工事                             | 【直接工事費（営繕基準）】×9/10                                              |
|                          | 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 | 【直接工事費（営繕基準）】×8/10                                              |
| 鋼橋製作の工場製作                |                                  | 【直接工事費】                                                         |
| 土木 電気機械                  | 一般工事                             | 【直接製作費】＋【直接工事費】<br>ただし、【直接製作費】＝「機器単体費」×6/10                     |
|                          | 鉄塔・反射板工事                         | 【工場塗装費】＋【材料費】＋【製作費】＋【直接工事費（架設）】<br>ただし、【材料費】＋【製作費】＝「鉄塔製作費」×6/10 |
| 土木 機械設備工事                |                                  | 【直接製作費】＋【直接工事費】                                                 |
| 機械設備点検・整備業務※             |                                  | 【材料費】＋【直接経費】＋【直接労務費】＋【塗装費】                                      |
| 下水道 電気設備工事、機械設備工事        |                                  | 【機器費】×6/10＋【直接工事費】                                              |

※工事請負契約書を用いて契約するものは、労務費ダンピング調査の対象となる。（随意契約を除く。）

様式第 1 号

年 月 日

赤穂市長  
( 公 印 省 略 )

様

労務費ダンピング調査に係る理由書の提出について

先に入札された下記工事において、貴社が入札時に提出した工事費内訳明細書に記載の直接工事費を確認しましたが、一定水準未満であると認められますので理由書（様式第 2 号）の提出を求めます。

記

|                     |  |
|---------------------|--|
| 工事番号                |  |
| 工事名                 |  |
| 工事場所                |  |
| 工事費内訳明細書に記載された直接工事費 |  |

年 月 日

(宛先) 赤穂市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

理 由 書

工事について、当該直接工事費（労務費）で入札した理由は以下のとおりです。

年 月 日

赤穂市長  
( 公 印 省 略 )

様

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請書

工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及びその他関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

|      |  |
|------|--|
| 指摘事項 |  |
| 要請事項 |  |